

令和8年 第7回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和8年7月16日（木）午前10時～

2 開催場所 豊見城市役所 4階第1会議室

3 出席者

[委 員]

教 育 長 教育委員4名

[事務局]

教育部長 学校教育課長 教育指導課長 学校施設課長 生涯学習振興課長
文化課長

4 欠席者 0人

5 傍聴人 0人

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の概要 次のとおり

8 議決事項

令和9年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について
豊見城市教育支援委員会委員の委嘱について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

教育長	これより、令和8年第7回定例教育委員会を開催します。 それでは、日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に上間幸治委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 続いて、日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、会期日程は1日とします。 次に、本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。 続きまして、日程第3の議題に入ります。教育長の業務報告を行います。主なものを読み上げますので、その他業務については資料をご覧ください。 6月25日、市議会定例会最終本会議に出席しました。 6月29日、長嶺小学校において、台北市より木柵小学校との国際交流事業を見学しました。 7月1日、定例校長会に出席しました。 7月8日、少年の主張大会に出席しました。 そのほか、市内小中学校児童生徒の表敬訪問3件、学校計画訪問6件がありました。 続いて、日程第4の議案第11号 令和9年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択についてであります。事務局、説明をお願いします。学校教育課長。
学校教育課長	では、資料の2/83ページをお願いいたします。議案第11号 令和9年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択についてであります。 提案理由は、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第11号により、教科書を採択する必要がある。これが、本案を提出する提案理由となっております。 次のページをお願いいたします。特別支援学級で使用する教科用図書についての概要でございます。1. 令和9年度使用特別支援学級用の教科用図書。黒丸を読み上げます。児童生徒の障害の種類及び程度により、特別な教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書又は当該学年障害種別用の文部科学省著作教科書を使

	用することが適当でない場合、学校教育法附則第9条の規定に基づき、改めて「教科用図書」として採択を行う必要があるとしております。簡単な概要の説明でございますが、特別支援学級で使用する教科書は、毎年度表中に記載していますとおり、文科省検定済教科書、文科省著作教科書、そして学校教育法附則第9条図書、一般図書ですね、こちらを教育委員会で採択する必要があるございます。 初めに、検定済教科書の採択につきましては、資料の4ページ、こちらは令和6年度に教育委員会で採択済みの中学校用の教科書の一覧となっています。 次の5ページが、令和5年度に採択済みの小学校用教科一覧となっています。こちらが検定済教科書となっています。 次に、著作教科書の採択としまして、資料の6ページから32ページになりますが、こちらが文部科学省において作成しました特別支援学校用教科書目録となります。採択としましては、こちら目録の全てを採択していただきたいと思います。なお、小・中学校それぞれ視覚、聴覚、知的障害に対応する教科書となっています。 次に、学校教育法附則第9条図書、一般図書の採択に関しましては、資料の37ページ、こちらは沖縄県教育委員会で選定された一般図書でございます。選定された一般図書の詳細な説明は省略しますが、この一般図書の選定に当たっては、学習指導要領の下に児童生徒の発達段階、特性に応じふさわしい内容として選定されている図書となっております。 3ページに戻しまして、先ほどの学校教育法附則第9条図書の一般図書におきましても、視覚障害のある児童生徒のために検定済教科書を点字で複製したものや、拡大した教科書も含まれております。 以上が、令和9年度使用特別支援学級用の教科用図書として、文科省検定済教科書、文科省の著作教科書、そして学校教育法附則第9条図書の採択に係る議案となります。以上です。
教育長	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん挙手をお願いいたします。田名委員。
田名委員	今日の会議に向けて、以前にぱっと読んだんですが、この金額部分ですね、10ページから11ページ……、ずらっと、金額も1万5,000円とか2万円とか3万円とか、それぐらいの金額なんです、これは1冊での金額ですよ。
教育長	学校教育課長。

学校教育課長	はい、そうです。
田名委員	予想なんですが、点字だから高いんですか、この教科書。
学校教育課長	ちょっと定価について、価格について詳細は把握しておりませんが、恐らく委員がおっしゃるように、少し特別な編成作業を伴うことでの価格になっているかと思います。
田名委員	それに併せて33ページ、聴覚障害者の教科書の金額が安いんですね。ということは、こちらも点字ではないのかなという予想と、聴覚ですから耳が聞こえない方たち、目は見えて耳が聞こえない。ですから点字とかがない教科書というふうに私は予想したんですが、そういった認識でよろしいでしょうか。
教育長	学校教育課長。
学校教育課長	この点について、教科書発行会社に確認をしたいと思いますので、今日はちょっとお答えができませんので、後日また。
田名委員	金額があまりにも違い過ぎるものですから、そうなのかなと思って質疑をしています。以上です。
教育長	ありがとうございます。ほかにございますか。 それでは、議案第11号 令和9年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択については、提案どおり決定をしたいと思いますがいかがでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは提案どおり決定ということで進めます。 続いて、日程第5の同意案第21号 豊見城市教育支援委員会委員の委嘱についてであります。事務局、説明をお願いします。教育指導課長。
教育指導課長	それでは、同意案第21号 豊見城市教育支援委員会委員の委嘱について説明する前に、まず資料の変更をお願いいたします。82ページと83ページの内容につきまして変更がありましたので、別紙でお手元にお配りされている資料でご確認をお願いいたします。 それでは、まず提案内容につきまして、豊見城市教育支援委員会委員として、別紙の者を令和8年8月1日より新たに委嘱する必要があり、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則第2条第1項第7号に基づき、教育委員会の同意を求める内容となっております。 今回提出させていただきました同意案につきまして、2点補足の説明がありますのでお願いいたします。

	まず、1点目といたしましては、この資料の令和8年度教育支援委員会委員新旧対照表をご覧くださいと思います。現在委嘱している委員は、小中学校の教諭が含まれておりますけれども、例年、教育委員会は審議時間が長時間で、なおかつ全ての会議に参加していただいたというところもあり、委員となった小中学校教諭の業務負担が過重なものとなっておりまして。そこで、これまで委員である教諭に説明していただいた審議対象となる児童生徒に関しましては、事前に特別支援コーディネーターや担任のほうから情報を収集、共有して、事務局より説明を行うこととし、令和8年度の教育支援委員会から、委員として小中学校の教諭を外して業務改善を図ってまいりたいと考えております。 2点目は、令和8年度より委員の任期を統一したいと考えております。現在、委員の任期は令和6年8月13日から令和8年8月12日までの者と、令和7年8月18日から令和9年8月17日までの2種類が混在している状況となっております。これは、例年、教育支援委員会の初日を起点とし、2年間の任期を定めていたためとなっております、毎年度その日程が変わるため、委員ごとに任期が異なるものとなっております。そのため、毎年度委嘱する対象者の選定や任期の確認、審議会の開催日程の調整などが困難となっており、事務が煩雑になってしまうというおそれがあります。そのため、委員の任期を統一し、一部の委員を除いて令和8年8月1日から令和10年7月31日までとしたいと考えております。3番の城間園子委員と4番の具志一男委員につきましては、これまで長年にわたり委員を務めていただいたこともあり、再任につきまして令和9年度に検討するため、現行の任期である令和7年8月18日から令和9年8月17日までのままといたしたいと思っております。その際、2名の委員につきましては、令和9年度に委嘱することになりますけれども、任期の末日を今年度委嘱する委員と期間を合わせるため、令和10年7月31日までの1年間としたいと考えております。現行の規定では、任期を2年と規定しているため、この規定を8月の例規審議委員会において内容を2年以内というふうに改正をして、次年度以降そろえていきたいと考えております。今回の同意案に同意いただけましたら、委員の任期を統一するため、今回委嘱する12名の委員につきましては、7月31日付で一旦辞任願いを提出していただき、再度8月1日付で再委嘱したいと考えております。説明は以上となります。
教育長	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありま

	したら、委員の皆さん、挙手でお願いいたします。美智子委員。
宮城美智子委員	豊見城市教育支援委員の皆さんの、どのようなことをされるかという、具体的な内容を教えてほしいです。
教育指導課長	この教育支援委員会のほうに、次年度この特別支援学級であったり、通級学級であったり、あるいは逆に特別支援学級のほうから通常学級に戻るといった変更がある児童生徒に対して、提出資料があるのですが、その資料に基づき申請内容が適切であるのかどうかということとを判断して、場合によっては、この申請内容よりはこちらのほうがこの子にとっては適切な対応になるだろうとか、内容が変わることもあるんですが、そういった部分を専門的な知識を持った委員の皆様の意見をもらいながら決定していく場となっております。
宮城美智子委員	ありがとうございました。
教育長	ほかにございませんか。伸子委員。
宮城伸子委員	2点、お願いします。まず1点は、委員の任期を8月18日から2年の件であれば、令和7年8月18日から令和9年8月17日という任期になっているのですが、これを8月1日というふうに日にちを持っていった理由と、それからもう1点は、確かに先生方の業務改善という意味ではすごく助かるだろうと思います。実際にこの教育支援委員会に3年間関わったので、最初に関わったときは、本当に9時、10時までやったんですよ。それじゃあまずいということで、いろいろ工夫をして、5時、6時には終わるようにしたのが3年目ということで、その際に、園子先生には随分お世話になりました。とても労力を割いていただいたという記憶があるのですが、そういう意味において、先生方がこの委員会を外されるということにおいては一理あるなと思います。もし、その教育支援委員会にかかるまでの子どもの検査であったり、検査を基に情報をまとめたり、あるいはその教育支援委員会に提出するための資料が、これまでどおり学校から送られてくるといような流れでいくと、恐らく校内においてはコーディネーターの先生方が随分ご苦労なさっているだろうと思います。それが実際に委員会に送られてきたときには、委員会の、今だったら上田先生のところでかなりの業務があったかと思いますが、念願の公認心理師が採用されるようになって、今年からでしたか、学校に行くようになったのは去年からでしたっけ…。
教育指導課長	昨年度からですね。
宮城伸子委員	学校に足を運ぶことができるようになったということで、これまで

	先生方が学校に赴いて検査をしていた、その検査をする、あるいは検査時間というのは、この公認心理師の方々と学校とのやり取りで日程調整をしながら、その検査とか、そういうのも全て行われていて、時間的にも大丈夫なのかということを含めて確認させてください。
教育長	教育指導課長。
教育指導課長	まず、任期のほうを8月1日からというふうにしたい理由としましては、先ほども述べましたとおり、これまで第1回の教育支援委員会の期日を起点に2年間という形で委嘱していたために、年度ごとにこの日程がずれるということがありましたので、第1回の会議が8月というのは決まっていますので、その時点で委員として委嘱されているという状況をつくるという意味で8月1日を起点ということで、8月1日スタートという形で今のところ提案させていただいています。 あと、この先生方の関わりの部分です。公認心理師も委員会のほうで数を増やして対応できる部分が増えて、おっしゃったとおり、コーディネーターの先生と日程調整をしながら検査とかもやっていくのですが、公認心理師だけの人数では対応ができないので、それ以外にも外部の方にも依頼をしながら、この検査に関しては実際行っている状況となっています。委員会の中におきましても、これまで全ての会議に参加していただいているのですけれども、やはり学校の先生が意見ができる部分が自分の学校の児童生徒の部分に限られているということで、それ以外の部分に関してはほとんど意見をするということもない状況でありましたので、そういった意味からすると、学校の先生に提出していただいた児童生徒の内容を、もうこちら側で事前に情報を得て、場合によってはオブザーバーに参加していただけるなら補足していただく形のほうが、より負担もなくやっていけるんじゃないかということでの内容となります。
宮城伸子委員	要するに、この児童と関係のある一人として情報提供していく側になっていくわけですね。先生方もね。
教育指導課長	そうです。
宮城伸子委員	分かりました。さっき、外部の方々にも依頼してということがあったのですが、この外部の方々もそれなりに公認心理師であるとか、そういう資格を持った方々に依頼をしていくということでよろしいでしょうか。
教育長	教育指導課長。
教育指導課長	もちろん資格を持った方々に依頼をさせていただいているところで

	す。
宮城伸子委員	今このようにして、公認心理師等のテストがきちんと検査ができる方々を中心に特別支援委員会が回っているということを確認できたことが、大変うれしいことだなと思っています。その際に、今本当に、あの当時から残っている城間先生と具志先生の力がかなり大きいものがありますので、そこはきちんとお話を聞きながらやっていっていただけたらと思っています。
教育長	教育指導課長
教育指導課長	今ありました城間先生、具志先生の部分に関しましては、その職種がやはり特殊な部分もありまして、後任という形で選定していくにしても、受けていただく方がまずいるかどうかというところになってきますので、少しその辺も考慮しながらの対応にはなっていくかと思います。
宮城伸子委員	かなり引く手あまたで、城間園子先生は何か所か、すみませんと断っているぐらい力のある先生でもあるので、ぜひ本人の意向があれば、これからも特別支援教育の力になってくれると思うので、よろしくお願いします。以上です。
教育長	ありがとうございます。ほかにございませんか。美智子委員。
宮城美智子委員	すみません、これは医療機関から検査結果を提出する児童生徒もいると思うのですが、それも含めてということですか。それはまた別ですか。
教育長	教育指導課長
教育指導課長	医療機関で事前に検査していただいたものに関しましては、期間内で有効であると判断されたものに関しては、それを採用していくという形になりますので、そういった生徒に関しては、検査は特にその年度で行うということはありません。
宮城美智子委員	じゃあこの豊見城市の心理師の方たちがされる検査を行った生徒は、医療機関での検査は必要ないということですか。
教育指導課長	実際、この検査を受けるということで病院に予約をしても、本当に大分先にしか予約が取れない現状があつて間に合わないとか、そういった状況もありますので、そういった部分に関しましてはこちらのほうで手配した検査員の方の検査で対応している状況です。
宮城美智子委員	私もこの検査を受けたことがあるんですが、やはり保護者の中には、検査を受けるイコールよくないというような印象を持っている保護者が多くて、なかなか検査までたどり着かない。両親がそろって

	る場合、両親の承諾がないと検査が受けられないというところが多分あったと思うんですけども、それでお父さんのほうが反対してしまって、検査が受けられない。お母さんは検査したいんだけど検査が受けられないという現状もあったりするんですよ。 そこで、検査を経験して思うのは、本当悪いことだけではなくて、私は逆にいいことも多いのかなと思っているのが、得意な部分と苦手な部分というのがはっきりしてくるというところで、得意な部分、その生徒の得意な部分を親と学校が共有できる、それを伸ばしていくというところでもやっていけるので、その説明というか周知が保護者の方たちにしっかり届いたらいいなと思っています。
教育指導課長	おっしゃるとおり、検査の部分に関しましては本人と保護者の同意を得てという形になるんですけども、まずは何かしらの困り感というところの原因といいますか、そういったところをまずしっかり把握していこうというところがありますので、それが分かることによって適切な対処ができたりというところにつながっていくので、その辺はとても大事なところなのかなとは思っていますけれども、おっしゃるとおり、なかなかそこに同意していただかず、申請に至らないというケースもあることも事実ではあります。その辺を、教育委員会としましても丁寧に説明をしながら進めているところではございます。
教育長	ほかにございませんか。 それでは、同意案第21号 豊見城市教育支援委員会委員の委嘱については、提案どおり同意したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。それでは、提案どおり同意ということで進めます。 日程については以上となります。 委員の皆さん、全般を通して気になること、また聞いてみたいことがございましたら、何かありませんか。 ないようですので、それでは最後に、次回の定例教育委員会の日程について、事務局、説明をお願いいたします。学校教育課長。
学校教育課長	次回の定例教育委員会につきましては、令和8年8月20日木曜日、午前10時から開催の予定です。ご出席をお願いいたします。
教育長	それでは、以上をもちまして第7回定例教育委員会の全日程を終了いたします。お疲れさまでした。

(署名欄)

教 育 長

教育委員

赤松美奈子
上岡幸治